

令和4年度 秩父市入札・契約制度の改正について

1 建設工事における変動型最低制限価格について

一般競争入札で行う建設工事については変動型最低制限価格を設定していましたが、令和4年10月1日以降に告示する案件については、変動型最低制限価格を取りやめ、最低制限価格を設定することとします。

2 建設工事における最低制限価格の算出方法の変更及びその端数処理について

令和4年10月1日以降に告示（指名）する建設工事の最低制限価格の算出について、一般管理費の額に乗ずる数を10分の5.5から10分の6.8へ変更します。

また、算出により得られた合計額について、1,000円未満の端数については切り捨てることとし、その切り捨て後の額に100分の110を乗じた額を最低制限価格とします。

なお、最低制限価格の算出方法は以下のとおりです。

【最低制限価格算出方法】

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額（ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じた額(1,000円未満切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じた額(1,000円未満切上げ)とし、1,000円未満の端数については切上げることとします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7(解体工事は10分の8)を乗じて得た額(円未満切捨て)
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額(円未満切捨て)

3 業務委託における最低制限価格の端数処理について

令和4年10月1日以降に告示（指名）する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託建設工事の最低制限価格の算出について、算出により得られた合計額 (1,000円未満の端数については切り捨て) に100分の110を乗じた額を最低制限価格とします。

算出方法は、別紙1をご参照ください。

4 土木施設維持管理における最低制限価格導入及びその端数処理について

令和4年10月1日以降に告示（指名）する土木施設維持管理業務について、最低制限価格を導入します。

また、算出により得られた合計額 (1,000円未満の端数については切り捨て) に100分の110を乗じた額を最低制限価格とします。

なお、最低制限価格の算出方法は以下のとおりです。

【最低制限価格算出方法】

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額（ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じた額(1,000円未満切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じた額(1,000円未満切上げ)とし、1,000

円未満の端数については切上げることとします。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (円未満切捨て)
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (円未満切捨て)
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (円未満切捨て)
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額 (円未満切捨て)

別紙 1

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

下表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎になった額から算出される同表 1 から 4 までに掲げる額の合計額(1,000 円未満切捨て)に、100 分の 110 を乗じた額とします。

ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じた額(1,000 円未満切捨て)とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じた額(1,000 円未満切上げ)とします。

| 業種区分 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|------------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 (直接原価) | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |

備考

1 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

2 上記 1 から 4 は、円未満を切り捨てた額とする。

3 複数の業種を一括して発注する場合の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記 1 から 4 を一括合計した金額(1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)とする。